

## 入札公告

次のとおり一般競争に付します。

令和2年1月14日

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園事務部長 日巻 義徳

調達機関番号 017 所在地番号 47

### 1 調達内容

(1) 品目分類番号 75

(2) 調達件名及び数量 国立療養所沖縄愛楽園一般区樹木移植業務 一式

(3) 調達件名の特質等 入札説明書及び仕様書による

(4) 履行期間 (予定) 契約締結の日 から 令和2年3月31日 まで

(5) 履行場所 国立療養所沖縄愛楽園内 (仕様書等に示す場所)

(6) 入札方法 入札金額については、履行に要する一切の費用を織り込んだ額とすること。

なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額 (当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする) を入札書に記載すること。

(7) 入札 (現場) 説明会 随時

### 2 競争参加に必要な資格

(1) 予算決算及び会計令 (以下「予決令」という。) 第70条の規定に該当しない者であること。但し、未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和01・02・03年度厚生労働省競争参加資格 (全省庁統一資格) において「役務の提供等 (建物管理等各種保守管理、その他)」でB、C又はD等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。

(4) 次の事項に該当する者は、競争に参加できない。

イ 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者。

ロ 経営の状況又は信頼度が極度に悪化している者。

(5) 厚生労働省から指名停止を受けている期間中ではないこと。

(6) その他予決令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

(7) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間 (⑤及び⑥については2保険年度) の保険料について滞納がないこと。

①厚生年金保険 ②健康保険 (全国健康保険協会が管掌するもの) ③船員保険

④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険

(8) この入札に参加を希望する者は、入札書の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。

(9) この入札書提出期限の直近1年間において、厚生労働省が所管する法令に違反したことにより送検され、行政処分を受け、又は行政指導 (行政機関から公表されたものに限る。) を受けた者にあつては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがないこと。

- 3 契約条項等を示す場所  
沖縄県名護市字済井出1192番地  
国立療養所沖縄愛楽園事務部会計課会計班及び当園ホームページ
- 4 入札説明書及び仕様書の交付
  - (1) 入札書の提出場所及び問合せ先  
〒905-1635 沖縄県名護市字済井出1192番地  
国立療養所沖縄愛楽園 補給係長 井上 進  
0980-52-8331 (内線8021)
  - (2) 入札説明書等の交付場所  
本公告の公示の日から3の場所にて交付する。  
また、当園ホームページ <http://www.nhds.go.jp/~airakuen/site> から、  
入札に必要な書類をダウンロードしても可とする。
  - (3) 入札書の受領期限  
電子調達システムの場合 令和2年1月31日 9時00分  
紙入札の場合 令和2年1月31日 9時00分
  - (4) 開札の日時及び場所  
令和2年1月31日 10時00分  
国立療養所沖縄愛楽園管理棟会議室
- 5 電子調達システムの利用  
本案件は、電子調達システムで行う。なお、電子調達システムによりがたい者は、  
発注者に申し出た場合に限り紙入札方式に変えることができる。
- 6 その他
  - (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
  - (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
  - (3) 入札者に要求される事項  
この一般競争に参加を希望する者は、本公告に示した業務が履行できることを証  
明する書類を指定する期日までに提出しなければならない。入札者は、支出負担行  
為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。  
また、上記書類と併せて、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当  
しない旨の誓約書を提出しなければならない。
  - (4) 入札の無効  
本公告に示した競争に参加する資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽  
の記載をした者のした入札、入札説明書、仕様書等で示した入札に関する条件に違  
反した入札及び電子調達システムを利用する者においてはICカードを不正に使用し  
た入札は無効とする。また、入札に参加した者が、(3)の誓約書を提出せず、ま  
たは虚偽の誓約をし、若しくは契約書に反することとなったときは、当該者の入札  
を無効とするものとする。
  - (5) 契約書作成の要否 要
  - (6) 落札者の決定方法  
本公告に示した業務を履行できると支出負担行為担当官が判断した入札者であっ  
て、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格  
をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
  - (7) 手続きにおける交渉の有無 無

以上

【本件担当、連絡先】

住所：沖縄県名護市字済井出1192番地

担当：事務部 会計課 補給係長 井上 進

TEL：0980-52-8331

FAX：0980-52-8967

e-mail: [kaikeikk@airakuen.go.jp](mailto:kaikeikk@airakuen.go.jp)

## 入札説明書

国立療養所沖繩愛楽園の入札等については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）及びこれに基づく政令等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

### 1 契約担当官等

支出負担行為担当官

国立療養所沖繩愛楽園 事務部長 日巻 義徳

### 2 調達内容

(1) 契約件名及び数量 国立療養所沖繩愛楽園一般区樹木移植業務 一式

(2) 調達件名の特質等 仕様書による

(3) 履行期間（予定） 契約日 から 令和2年3月31日 まで

(4) 履行場所 国立療養所沖繩愛楽園内（別紙作業仕様書による。）

(5) 入札説明会 随時

※質疑等があれば、令和2年1月24日17:00までに支出負担行為担当官宛て別紙8により提出すること。当該質疑に対する回答は、令和2年1月23日終日までに入札参加希望確認ができた者に対し行う。

### (6) 入札方法

イ 入札金額については、履行に要する一切の費用を織り込んだ額とすること。落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）を記載した入札書を提出すること。

ロ 入札者は、入札説明書等を熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において入札説明書等について疑義があるときは、入札書受領の締め切り前までに関係職員の説明を求めることができる。

(7) 入札保証金及び契約保証金は免除する。

### 3 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。但し、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和01・02・03年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）で「役務の提供等（建物管理等各種保守管理、その他）」でB、C又はD等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。  
（但し、指名停止期間中にある者は除く。）

(4) 次の事項に該当する者は、競争に参加できない。

イ 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者。

ロ 経営の状況または信頼度が極度に悪化している者。

(5) 厚生労働省から指名停止を受けている期間中ではないこと。

(6) その他予決令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

(7) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。

①厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの） ③船員保険  
④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険

注）各保険料のうち⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。）こと。

- (8) この入札に参加を希望する者は、入札書の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。
- (9) この入札書提出期限の直近1年間において、厚生労働省が所管する法令に違反したことにより送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る。）を受けた者にあつては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがないこと。  
※これに該当すると思われる事実がある者は、あらかじめ5（2）に照会すること。

#### 4 入札参加申込手続き

- (1) 申込方法 この入札に参加しようとする者は、次の書類（証明書等）を受領期限までに提出すること。
  - イ 入札参加申込書
    - (イ) 確認書（電子調達システムにより入札を行う者）
    - (ロ) 紙入札方式参加願（別紙7）（紙入札方式により入札を行う者）
  - ロ 令和01・02・03年度競争参加資格（全省庁統一資格）決定通知書の写
- (2) 電子調達システムによる証明書等の送信方法  
電子調達システムによる入札参加の申込みを行う場合の使用アプリケーション及びバージョンの指定及び、保存するファイルの形式は次のいずれかとする。

番号	使用するアプリケーション	存するファイル形式
1	一太郎	Ver.10形式以下のもの
2	Microsoft Word	Word2000形式以上のもの
3	Microsoft Excel	Excel2000形式以上のもの
4	その他のアプリケーション	PDFファイル 画像ファイル（JPEG形式及びGIF形式） 上記に加え特別に認めたファイル形式

- (3) ファイル圧縮方法の指定  
ファイルを圧縮して送信する場合は、LZH又はZIP形式とし、自己解凍方式は不可とする。
- (4) ファイル容量が大きく電子調達システムにより証明書等を送信できない場合、送信しようとするファイルの容量が電子調達システムの制限を超える（1MBを超えるファイル容量）場合は電子調達システムによる入札参加申し込みに必要な「確認書」及び「競争参加資格決定通知書（写）」のみを、1つのファイルとして（例えばPDF形式のファイル）まとめたものを、電子調達システムから送信し、それ以外の証明書等については、直接5の（2）の担当者に手渡すこと。  
直接手渡すことが出来ない場合は、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による提出をすることが出来る。この場合、事前に5の（2）にその旨を連絡すること。  
※電子調達システム又は紙入札方式参加願による入札参加申込手続きをとらなかった場合は、入札に参加出来ないので注意すること。

#### 5 入札書及び関係書類の提出場所等

- (1) 電子調達システムのURL及び問い合わせ先  
電子調達システム <https://www.geps.go.jp>
- (2) 入札書の提出場所、契約事項を示す場所及び入札、契約の内容等に関する照会先  
〒905-1635 沖縄県名護市字済井出1192番地  
国立療養所沖縄愛楽園 補給係長 井上 進  
0980-52-8331（内線8021）
- (3) 仕様書の内容等に関する照会先  
上記（2）に同じ

(4) 証明書等の受領期限

電子調達システムの場合 令和2年1月30日 17時00分  
紙入札の場合 令和2年1月30日 17時00分

(5) 入札書の受領期限

- イ 電子調達システムによる受領期限  
令和2年1月31日 9時00分  
□ 紙入札方式による入札書の受領期限  
令和2年1月31日 9時00分

(6) 入札書の提出方法

イ 電子調達システムによる場合

(イ) 入札書の様式は、電子調達システムによるものとする。

(ロ) 当該入札に使用するICカードを限定するとともにその登録を行うためICカード確認書を提出すること。

なお、代表者から入札・見積権限及び契約権限について委任を受けた者（本日から支店、支社等に委任した場合が該当する。）は、年間委任状を書面にて提出すること。

当該入札にて限定したICカード以外のICカードを使用した場合は、その入札は、無効となるので注意すること。

(ハ) 入札書の記載事項

a 契約件名は、定められた件名を記載するものとする。

b 入札者は、特に指示ある場合を除き、総価で入札しなければならない。

c 入札書は、電子調達システムの入力画面上において作成するものとする。  
（電子認証書を取得している者であること。）

d その他必要な事項を記載するものとする。

□ 紙による入札の場合

(イ) 入札書の記載事項

a 契約件名は、定められた件名を記載するものとする。

b 入札者は、特に指示ある場合を除き、総価で入札しなければならない。

c 入札書に記載する日付は、入札書を提出する日又は郵送の日とする。

d 入札書には、入札者等の住所及び氏名を記載し、押印（法人にあっては、所在地、法人名及び代表者の氏名を記載し、代表者印を押印）しなければならない。但し、外国人にあっては署名をもって押印に代えることができる。  
なお、代理人が入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、開札時まで委任状を提出しなければならない。

e その他必要な事項を記載するものとする。

(ロ) 入札書の提出

a 入札書は、入札書の受領期限までに原則、直接提出するものとし、やむを得ない場合は、支出負担行為担当宛郵送等することができる。

b 入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、封筒に法人名等（代理人を含む。）及び契約件名、開札年月日、「入札書在中」を朱書するものとする。また、郵送等する場合においては、二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」、中封筒に法人名等（代理人を含む。）及び「契約件名、開札年月日」をそれぞれ朱書するものとし、入札書の受領期限までに到達するように提出しなければならない。

c この入札に参加を希望する者は、入札書の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書、保険料納付にかかる申立書、及び自己申告書の3部を提出しなければならない。

(ハ) 積算内訳書の提出

入札書と併せて、1回目の入札金額の積算内訳書を添付すること。

(7) 入札の無効

- イ 本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札及び次の各号の1に該当する入札は無効とする。

- (イ) 委任状が提出されていない代理人のした入札
  - (ロ) 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し又は提供しない者のした入札
  - (ハ) 記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札（電子調達システムによる場合は、電子認証書を取得していない者のした入札）
  - (ニ) 金額を訂正した入札
  - (ホ) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
  - (ヘ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を乱し、若しくは不正の利益を得るため連合した者の入札
  - (ト) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
  - (フ) 入札時点において、当本部から指名停止措置を受け、指名停止期間中にある者のした入札
  - (リ) 資格審査関係資料等が支出負担行為担当官が行う審査の結果、不適格とされた者のした入札
  - (ヌ) 5の(6)のロの(ロ)のcの当該書類を提出せず、また虚偽の誓約をし、若しくは当該宣誓・申立・申告に反することとなった者のした入札
  - 電子調達参加者は、ICカードを不正使用等してはならない。不正使用等した場合には当該電子調達参加者の入札への参加を認めない。
- (8) 入札の延期等  
入札者が相連合し又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、若しくは入札の執行を延期し、又はこれを取り止めることがある。
- (9) 代理人・復代理人による入札
- ① 代理人が電子調達システムにより入札する場合には、当該システムで定める委任の手続きを終了しておかなければならない。また、技術資料の提出等をシステム上において行う場合には、当初の手続きをする時点までに委任の手続きを完了させておくこと。なお、電子調達システムによる入札においては、復代理人の入札は認めない。
  - ② 上記(6)□〈紙による入札の場合〉dの代理人・復代理人が入札する場合には、入札書に競争参加資格者の氏名、名称又は商号、代理人等であることを表示し、当該代理人等の氏名を明記して押印（外国人の署名を含む）をしておくとともに、入札書提出時まで委任状を提出しなければならない。
  - ③ 入札者又はその代理人等は、本件調達にかかる入札について他の代理人等を兼ねることができない。
- (10) 開札の日時及び場所  
令和2年1月31日 10時00分  
沖縄県名護市字済井出1192番地  
国立療養所沖縄愛楽園 管理棟2階会議室
- (11) 開札
- イ 電子調達システムにより入札書を提出した場合には、開札場における立ち合いは不要であるが、入札者又はその代理人は、開札時刻には端末の前で待機し、同システムにより開札に立ち会うものとする。
  - ロ 紙による入札の開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。但し、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
  - ハ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することができない。
  - ニ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。
  - ホ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

- ヘ 電子調達システム参加者の障害により電子調達による入札ができない旨の申告があり、すぐに復旧できないと判断され、かつ下記の各号に該当する障害等により、原則として複数の電子調達による入札参加者が参加できない場合には、入札書受信締切予定時間及び開札予定時間の変更（延長）を行う。
  - ・天災
  - ・広域・地域的停電
  - ・プロバイダ、通信事業者に起因する通信障害
  - ・その他、時間延長が妥当であると認められた場合  
(但し、ICカードの紛失・破損、端末の不具合等、入札参加者の責による障害であると認められる場合を除く。)
- ト 電子調達ヘルプデスク又は発注者側の障害が発生した場合は、電子調達ヘルプデスクと協議し、障害復旧の見込みがある場合には、電子調達による入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更（延長）を行い、障害復旧の見込みがない場合には、紙入札に変更するものとする。
- チ 入札締切予定時間になっても入札書が電子調達サーバーに未到達であり、かつ電子調達による入札参加者からの連絡がない場合は、当該入札参加者が入札を辞退したものと見なす。
- リ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。再度入札の時間については、原則として開札手続きを行ったのち30分後に行うこととする。電子調達による入札者は、再度入札通知書を必ず確認すること。紙入札業者は、入札会場で待機することとし、原則として退室は認めない。  
なお、紙入札者が再度の入札に応ずる意思があり入札書を郵送する場合及び開札手続きに時間を要する場合などには、開札日時を別途指定し支出負担行為担当官から連絡を行う。

## 6 その他

- (1) 契約手続に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札者に要求される事項  
入札者等は、入札公告、説明等で定められた要件を証明した書類を指定した期限までに提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、契約担当官等から当該書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。
- (3) 落札者の決定方法 最低価格落札方式とする。
  - イ 本入札説明書に従い書類・資料を提出したうえで、入札書を提出した入札者であって、この説明書に明記された競争参加資格を満たすことの出来ること及びその他の要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ最低価格をもって有利な入札を行った者を落札者とする。
  - ロ 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。
- ハ 契約は、見積もった契約希望単価（消費税を含む）による単価契約とする。
- (4) 契約書の作成
  - イ 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を作成し取り交わすものとする。なお、電子契約書による契約を希望する者は、開札終了後、速やかに支出負担行為担当官に申し出るとともに、開札日までに電子調達システムの利用者権限を取得すること。
  - ロ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に契約担当官等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ハ 上記ロの場合において契約担当官等が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- ニ 契約担当官等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ本契約は確定しないものとする。

- (5) 支払条件 仕様書による
- (6) 競争参加資格の確認のための書類の取り扱い
  - イ 資料等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
  - ロ 契約担当官等は、提出された書類を競争参加資格の確認以外に無断で使用する  
ことはない。
  - ハ 一旦受理した書類は、返却しない。
  - ニ 一旦受理した書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (7) 異議の申立 入札者は、入札後、この入札説明書、契約書案等についての不明を  
理由として異議を申し立てることはできない。
- (8) その他については、契約書、仕様書による。

以上。



## 国立療養所沖縄愛楽園一般区樹木移植業務一式に関する標準的な仕様書

本仕様書は、国立療養所沖縄愛楽園（以下「甲」という。）が企画・立案する「国立療養所沖縄愛楽園一般区樹木移植業務一式」に適用する。

1. 役 務 名 国立療養所沖縄愛楽園一般区樹木移植業務 一式
2. 作業範囲 国立療養所沖縄愛楽園敷地内
3. 履行期間 契約締結の日 から 令和2年3月31日 まで（予定）
4. 業務内容 国立療養所沖縄愛楽園一般区にある樹木（黒木19本、桜1本。仕様書別紙業務範囲配置図あり）を園指定の場所（磯浜区跡地）へ移植する。

### (1) 対象となる樹木の配置、種類、数量

移植対象となる樹木は沖縄愛楽園敷地内壺区および住吉区に所在する黒木19本、桜1本とする。配置は仕様書別紙業務範囲配置図に示す通り。

（内訳）壺 区・・・黒木3本（No. 1～3）

住吉区・・・黒木16本、桜1本（No. 4～20）

※対象となる樹木にはそれぞれナンバリングをし、黄色のビニール紐で目印あり。  
ナンバーは連番でNo. 1～20とし、仕様書別紙業務範囲配置図に示す。

### (2) 作業要領

- ・作業にあたっては、周辺の建物等（耕作地含む）の損傷がないよう注意すること。
- ・必要に応じて重機等を用いて、安全を確保の上作業すること。
- ・移植作業にあたり一般区のブロック塀等を取り壊す必要性が生じた場合は事前に園職員（補給係長）へ連絡し了解を得ること。
- ・移植作業は樹木が移植後に枯れることのないよう、その方法等について十分注意すること。
- ・移植に際し、搬送に支障が出ると考えられる場合、また枯れる恐れがある場合は差支えない範囲で枝の選定作業を行うこと。
- ・今回の移植は一時的な移動であるので、移植の際に根巻きを行い、今後再度の移植を行いやすいように根巻きを施したまま移植を完了すること。

### (3) 負担区分

- ・樹木移植作業に必要な重機・車両・機械・用具・資材等（電源・燃料含む）は、受注者で準備・負担すること。

### (4) 安全の確保

- ・受注者は業務遂行にあたり適切な安全対策を施し、事故の無いように安全管理には万全の注意を払うこと。
- ・園内関係者（入所者及び家族、園職員）及び施設見学者や園内出入り業者の通行時の安全並びに通行の妨げにならないよう対策を講ずること。
- ・本仕様書に基づく業務遂行上における労働災害の適用については、受注者が負担する保険とする。

### (5) 園内施設の利用について

- ・業務期間において下記の施設について無償で使用できる。
  - イ) トイレ・・・園側であらかじめ指定したトイレを使用する。なお、トイレ以外の場所で用を足すことは禁止。
  - ロ) 喫煙所・・・管理棟横の喫煙所のみ。指定の喫煙所以外、敷地内での喫煙は禁止。
  - ハ) 売店、食堂、自動販売機・・・園内にある売店及び食堂は営業時間内に使用できる。自動販売機は業務時間内で使用できる。

(6) 提出書類

・業務予定表

事前に業務の作業予定表を提出し、発注者と協議の上、安全に業務を行うこと。

・業務写真

着手前、作業中、完了後の工程が分かる写真を全ての樹木において撮影し、全ての作業完了後に、作業完了通知書とともに提出すること。

(7) 留意事項

・業務遂行時に建物等（工作物、電柱、電線、電話線）及び車両等に損傷を与えた場合には、直ちに発注者へ報告するとともに、原則受注者の負担によって復旧を行うこと。

・本業務の実施にあたっては、本仕様書によるほか関連する関係諸法令及び条例等を遵守して行うものとする。

(8) 支払方法

・業務完了後、発注者で検査したのち、受注者により適正な請求書を提出後、発注者は受領後1ヶ月以内に支払うこととし、前金払いは行わない。

(9) 一括再委託の禁止

・受注者は、業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

・受注者は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、予め発注者の承諾を得なければならない。

(10) その他

・この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議することとする。

以上

(別紙1)

入札書(第 回目)

品名 国立療養所沖縄愛楽園一般区樹木移植業務 一式

入札金額 金 \_\_\_\_\_ 円

入札説明書及び仕様書並びに契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

令和 年 月 日

(住所)

(氏名)

印

支出負担行為担当官  
国立療養所沖縄愛楽園事務部長 日巻 義徳 殿

(別紙1) の記入例 <全省庁統一資格者証に記載のある代表者が直接入札する場合>

入札書 (第○○○回目)

品 名 国立療養所沖縄愛楽園一般区樹木移植業務 一式

入札金額 金 ○○○○○○○○○○ 円

入札説明書及び仕様書並びに契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

令和○○年○○月○○日

入札書の提出日

(住所) ○○○○

(氏名) ○○○○株式会社  
代表取締役社長 ○○○○

代表者の押印

印

支出負担行為担当官  
国立療養所沖縄愛楽園事務部長 日巻 義徳 殿

※ 委任状は必要ありません。

(別紙2)

入札書(第 回目)

品名 国立療養所沖縄愛楽園一般区樹木移植業務 一式

入札金額 金 \_\_\_\_\_ 円

入札説明書及び仕様書並びに契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

令和 年 月 日

(住所)

(氏名)

代理人

印

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園事務部長 日巻 義徳 殿

(別紙2)の記入例<全省庁統一資格者証に記載のある代表者から代理委任を受けた支社長・支所長等の分任代表者が入札する場合>

入札書(第○○○回目)

品名 国立療養所沖縄愛楽園一般区樹木移植業務 一式

入札金額 金 ○○○○○○○○○○ 円

入札説明書及び仕様書並びに契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

令和○○年○○月○○日 入札書の提出日

(住所) ○○○○

印は不要

(氏名) ○○○○株式会社  
代表取締役社長 ○○○○

代理人 ○○○○株式会社△△支店・支所  
支店長・支所長 △△△△

印

支店長・支所長の押印

支出負担行為担当官  
国立療養所沖縄愛楽園事務部長 日巻 義徳 殿

※ 別紙4の代理人委任状を提出。

(別紙2)の記入例<全省庁統一資格者証に記載のある代表者から代理委任を受けた社員等の個人が入札する場合>

入札書(第○○○回目)

品名 国立療養所沖縄愛楽園一般区樹木移植業務 一式

入札金額 金 ○○○○○○○○○○○ 円

入札説明書及び仕様書並びに契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

令和○○年○○月○○日 入札書の提出日

(住所) ○○○○

(氏名) ○○○○株式会社  
代表取締役社長 ○○○○

代理人 △△ △△

印は不要

印

代理人の押印

支出負担行為担当官  
国立療養所沖縄愛楽園事務部長 日巻 義徳 殿

※ 別紙4の代理人委任状を提出。

(別紙3)

入札書(第 回目)

品名 国立療養所沖縄愛楽園一般区樹木移植業務 一式

入札金額 金 \_\_\_\_\_ 円

入札説明書及び仕様書並びに契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

令和 年 月 日

(住所)

(氏名)

復代理人

印

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園事務部長 日巻 義徳 殿



(別紙3)の記入例<全省庁統一資格者証に記載のある代表者から代理委任を受けた支社長・支所長等の分任代表者から復代理人として代理委任を受けた社員等の個人が入札する場合>

入札書 (第○○○回目)

品名 国立療養所沖縄愛楽園一般区樹木移植業務 一式

入札金額 金 ○○○○○○○○○○○ 円

入札説明書及び仕様書並びに契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

令和○○年○○月○○日

入札書の提出日

本社代表者から委任を受けた分任代表者

(住所) ○○○○

(氏名) ○○○○株式会社△△支店・支所  
支店長・支所長 △△△△

復代理人 △△ △△

印

印は不要

復代理人の押印

支出負担行為担当官  
国立療養所沖縄愛楽園事務部長 日巻 義徳 殿

※ 別紙4の代理人委任状及び別紙5の復代理人委任状を提出。

(別紙4)

委 任 状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
国立療養所沖縄愛楽園 事務部長 日巻 義徳 殿

委任者（競争参加者）

住所

氏名

印

私は、下記の者を代理人と定め、貴園との間における下記事項に関する権限を委任します。

記

受任者（代理人）

住所

氏名

- 委任事項
1. 入札及び契約の締結に関する事
  2. 入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関する事
  3. 契約物品の納入及び取り下げに関する事
  4. 契約代金の請求及び受領に関する事
  5. 復代理人の選任に関する事
  6. その他上記に付随する一切の事

委任期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

受任者（代理人）使用印



(別紙4)の記入例<全省庁統一資格者証に記載のある代表者から代理委任を受けた支社長・支所長等の分任代表者が入札・契約締結を行う場合>

委 任 状

入札書の提出日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

支出負担行為担当官

国立療養所沖繩愛楽園 事務部長 日巻 義徳 殿

委任者（競争参加者）

住所 〇〇〇〇

氏名 〇〇〇〇株式会社  
代表取締役社長

代表者の押印

〇〇〇〇 印

私は、下記の者を代理人と定め、貴園との間における下記事項に関する権限を委任します。

記

受任者（代理人）

住所 〇〇〇〇

氏名 〇〇〇〇株式会社△△支店・支所  
支店長・支所長 △△△△

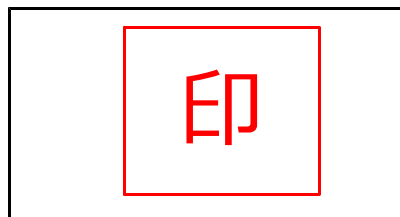
印は下記受任者使用印  
の四角枠内に

- 委任事項
1. 入札及び契約の締結に関する事
  2. 入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関する事
  3. 契約物品の納入及び取り下げに関する事
  4. 契約代金の請求及び受領に関する事
  5. 復代理人の選任に関する事
  6. その他上記に付随する一切の事

入札書の提出日から契約終了日まで

委任期間 令和〇〇年〇〇月〇〇日 ～ 令和〇〇年〇〇月〇〇日

受任者（代理人）使用印



※ 復代理人をたてる場合にも必要。

(別紙5)

委 任 状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
国立療養所沖縄愛楽園 事務部長 日巻 義徳 殿

委任者（競争参加者）

住所

氏名

印

私は、下記の者を代理人と定め、貴園との間における下記事項に関する権限を委任します。

記

受任者（代理人）

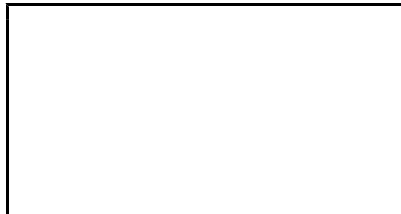
住所

氏名

委任事項 1. 入札及び見積に関すること

委任期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

受任者（代理人）使用印



(別紙5) の記入例 <全省庁統一資格者証に記載のある代表者から代理委任を受けた支社長・支所長等の分任代表者が入札・見積のみを行う場合>

委 任 状

入札書の提出日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園 事務部長 日巻 義徳 殿

委任者（競争参加者）

住所 〇〇〇〇

氏名 〇〇〇〇株式会社  
代表取締役社長

代表者の押印

〇〇〇〇 印

私は、下記の者を代理人と定め、貴園との間における下記事項に関する権限を委任します。

記

受任者（代理人）

住所 〇〇〇〇

氏名 〇〇〇〇株式会社△△支店・支所  
支店長・支所長 △△△△

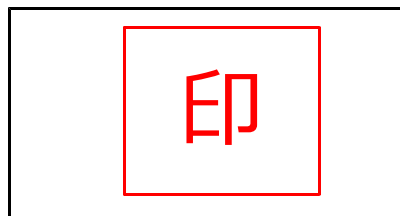
印は下記受任者使用印  
の四角枠内に

委任事項 1. 入札及び見積に関すること

入札書の提出日から開札日まで

委任期間 令和〇〇年〇〇月〇〇日 ～ 令和〇〇年〇〇月〇〇日

受任者（代理人）使用印



※ 契約締結を本社が行う場合の委任であるので注意。

(別紙6)

委 任 状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
国立療養所沖繩愛楽園 事務部長 日巻 義徳 殿

委任者（競争参加者）

住所

氏名

印

私は、下記の者を代理人と定め、貴園との間における下記事項に関する権限を委任します。

記

受任者（復代理人）

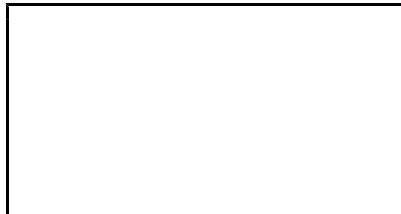
住所

氏名

委任事項 1. 入札及び見積に関すること

委任期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

受任者（代理人）使用印



(別紙6)の記入例<全省庁統一資格者証に記載のある代表者から代理委任を受けた支社長・支所長等の分任代表者から復代理人として代理委任を受けた社員等の個人が入札・見積する場合>

委 任 状

入札書の提出日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園 事務部長 日巻 義徳 殿

委任者 (競争参加者)

住所 〇〇〇〇

氏名 〇〇〇〇株式会社△△支店・支所  
支店長・支所長 △△△△

本社代表者から委任を受けた分任代表者の印

印

私は、下記の者を代理人と定め、貴園との間における下記事項に関する権限を委任します。

記

受任者 (復代理人)

住所 〇〇〇〇

氏名 〇〇〇〇

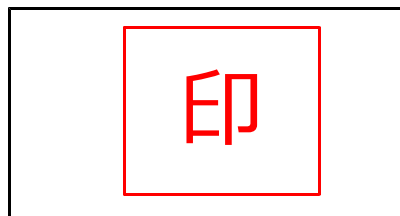
印は下記受任者使用印の四角枠内に

委任事項 1. 入札及び見積に関する事

入札書の提出日から開札日まで

委任期間 令和〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 令和〇〇年〇〇月〇〇日

受任者 (代理人) 使用印



(別紙7)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
国立療養所沖繩愛楽園 事務部長 日巻 義徳 殿

住 所

商 号

代表者氏名

印

### 電子調達案件の紙入札方式での参加について

貴部局発注の下記入札案件について、電子入札システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

### 記

#### 1 入札件名

国立療養所沖繩愛楽園一般区樹木移植業務 一式

#### 2 電子調達システムでの参加ができない理由



(別紙8)

令和 年 月 日

質 問 書

支出負担行為担当官  
国立療養所沖縄愛楽園 事務部長 日巻 義徳 殿

住 所

商 号

代表者氏名

印

入札件名「国立療養所沖縄愛楽園一般区樹木移植業務 一式」について、下記のとおり質問します。

記

質 問 事 項	
質 問 欄	回 答 欄

## 誓 約 書

- 私
- 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。この誓約書が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

### 記

#### 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店もしくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

#### 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

令和 年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名

※ 個人の場合は生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

保険料納付に係る申立書

当社は、直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

(住 所) \_\_\_\_\_

(名 称) \_\_\_\_\_

(代表者) \_\_\_\_\_ 印

支出負担行為担当官  
国立療養所沖繩愛楽園 事務部長 殿

自己申告書

下記の内容について誓約いたします。

なお、この誓約書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、本契約を解除されるなど当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- 2 過去1年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、業務に関し、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。
- 3 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、業務に関し、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
- 4 前記1から3について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

支出負担行為担当官

国立療養所沖繩愛楽園 事務部長 殿

# 業務請負契約書

支出負担行為担当官 国立療養所沖縄愛楽園 事務部長 日巻 義徳（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、国立療養所沖縄愛楽園一般区樹木移植業務 一式（以下「業務」という。）の請負に関し、下記条項により契約を締結する。

## 記

（信義誠実の原則）

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実にこの契約を履行するものとする。

（契約の目的）

第2条 乙は、別添仕様書に基づき、業務を行い、甲は乙にその対価を支払うものとする。

（契約金額）

第3条 契約金額は、税抜 円（ほか消費税額及び地方消費税額金 円）とする。  
2 前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

（内訳明細書の提出）

第4条 乙は、この契約の締結後、速やかに請負金額内訳明細書を作成し、甲に提出しなければならない。

（履行期限及び場所）

第5条 この契約の履行期限及び場所は次のとおりとする。  
履行期間：令和 年 月 日～令和2年3月31日  
履行場所：国立療養所沖縄愛楽園内（仕様書別紙「業務範囲配置図」参照）

（契約保証金）

第6条 この契約の保証金は、免除する。

（監督）

第7条 甲は、この契約の履行に関する監督職員を国立療養所沖縄愛楽園家政係長と定めて、乙の業務を監督させ必要な指示をさせることができる。

（検査）

第8条 乙は、実施した業務の内容その他必要事項を別に定める業務日誌に記録し、その都度甲に報告しなければならない。  
2 甲は、前項の報告を受けたときは、直ちに乙の立会のもと業務の検査を行うものとする。  
3 甲は、第2項の検査によって業務の完了を確認したときは、その結果を遅滞なく乙に通知するものとする。

（契約金額の支払）

第9条 乙は、前条の業務の検査終了後、第3条第1項の規定により支払請求書を作成し、対価の支払いを甲に請求するものとする。  
2 甲は、前項の規定により乙から適法な支払請求書が提出されたときは、これを受理した日から30日以内に支払わなければならない。

（遅滞料）

第10条 甲は、乙が第5条の期限内に業務を完了しないときは、履行期限の翌日から起算した遅滞日数に応じその未納付分に相当する金額に対し年5.0パーセントの割合で計算した額を遅滞料として徴収するものとする。

（遅延利息）

第11条 甲は、自己の責に帰すべき事由により、第10条第2項の期間内に対価を支払わないときは、支払期日の翌日から起算し支払いする日までの日数に応じ、未払金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を乗じた額の遅延利息を支払わなければならない。但し、その額が100円未満のときは支払わない。

（損害賠償）

第12条 乙は、自己の責に帰すべき事由により甲に損害を与えたときは、甲が実際に被った損害に限り、契約金額を上限として、その損害を賠償するものとする。  
2 乙は、この契約の履行に着手後、第23条第1項による契約解除により損害を生じたときは、甲の意思表示があった日から10日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。  
3 甲は、前項の請求を受けたときは、適当と認められた金額を賠償するものとする。

（危険負担）

第13条 天災その他不可抗力又は甲乙双方の責に帰し得ない事由により、契約の履行ができなくなった場合は、乙は当該契約を履行する義務を免れ、甲は契約金額の支払いの義務を免れるものとする。

（費用負担）

第14条 この契約書に別に定めるものを除き、乙がこの契約を履行する上で要する一切の費用は、乙の負担とする。

（再委託）

第15条 乙は、委託業務の全部を第三者に委託することはできない。  
2 乙は、再委託する場合には、様式1により甲に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。但し、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りでない。  
3 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再委託者」という。）の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。  
4 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本委託契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

（再委託先の変更）

第16条 乙は、再委託先を変更する場合、当該再委託が前条第2項但し書に該当する場合を除き、様式2の再委託に係る変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

（履行体制）

第17条 乙は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並

- びに委託を行う業務の範囲を記載した別紙1の履行体制図を甲に提出しなければならない。
- 2 乙は、別紙1の履行体制図に変更があるときは、速やかに様式3により履行体制図変更届出書を甲に届け出なければならない。但し、次の各号の一に該当する場合には、届出を要しない。
    - (1) 受託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更の場合。
    - (2) 事業参加者の住所の変更のみの場合。
    - (3) 契約金額の変更のみの場合。
  - 3 前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

#### (履行期限の無償延期)

- 第18条 乙は、天災地変その他乙の責に帰し得ない事由によって、履行期限内に業務を完了できないときは、甲に対して、その事由を詳記して期限の延期を申請し、許可を得なければならない。
- 2 前項の場合において、甲は、その事由が正当であると認めるときは、第10条の規定にかかわらず、遅滞料を免除することができる。

#### (売掛債権担保融資保証に係る譲渡禁止特約の解除)

- 第19条 乙（中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条に定める中小業者）は、本契約によって生じる権利の全部又は一部を甲の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。但し、信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社及び信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社に対し債権を譲渡する場合は、この限りでない。
- 2 乙が本契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、乙が前項但し書きに基づいて、特定目的会社及び信託会社（以下「丙」という。）に債権の譲渡を行い、乙が甲に対し民法（明治29年法律第89号）第467条及び債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号）第2条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行い若しくは乙が特定債権等に係る事業の規制に関する法律（平成4年法律第77号）に規定する公告を行った場合にあっては、甲は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。
    - ① 甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
    - ② 丙は、譲渡対象債権を第1項但し書きに掲げる者以外の者に譲渡し又はこれに質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべきことはできないこと。
    - ③ 甲は、債権譲渡後も、丙との協議のみにより、納地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、丙は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、専ら乙と丙との間において解決されなければならないこと。
  - 3 第1項但し書きに基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う支弁の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2に基づき、甲が同令第1条第3号に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行った時に生ずるものとする。
  - 4 乙は、前項の但し書きの規程による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を甲に届け出なければならない。

#### (秘密の保持)

- 第20条 乙は、この契約によって知得した内容を契約の目的以外に利用し、若しくは第三者に漏らしてはならない。

#### (個人情報保護)

- 第21条 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条第1項にいう個人情報、以下同じ。）の漏えい等の防止のため、適切な措置を講じなければならない。
- 2 乙は、業務に係る個人情報をこの業務の達成に必要な範囲を超えて使用してはならない。
  - 3 乙は、個人情報を複製する場合、あらかじめ書面により甲の承認を受けなければならない。
  - 4 乙は、個人情報の管理につき、定期的に検査を行うものとする。また、甲は、特に必要と認めた場合は、乙に対し、個人情報の管理状況について、質問し資料の提出を求め、又はその職員に乙の事業所等の関係場所に立ち入り調査をさせることができる。
  - 5 乙は、業務を完了したときは、速やかに個人情報の返却、又は復元不可能な方法による廃棄を行わなければならない。
  - 6 乙は、業務遂行中に事故が発生したときは、直ちに甲に連絡し、その詳細を書面にして報告しなければならない。

#### (契約の解除等)

- 第22条 乙がこの契約条項に違反したとき、又は完全に契約を履行する見込みがないと認められるときは、甲は何時でもこの契約を解除することができる。この場合、違約金として甲は、契約金額の100分の10に相当する金額を乙に納付させるものとする。

#### (談合等の不正行為に係る解除)

- 第23条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
  - (2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

#### (談合等の不正行為に係る違約金)

- 第24条 乙は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、請負（契約）金額（本契約締結後、請負（契約）金額の変更があった場合には、変更後の請負（契約）金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
  - (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
  - (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
  - (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が

確定したとき。

- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項に規定する請負（契約）金額の100分の10に相当する額のほか、請負（契約）金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
  - (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び第6項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
  - (2) 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
  - (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（違約金に関する遅延利息）

第25条 乙が第24条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（属性要件に基づく契約解除）

第26条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（行為要件に基づく契約解除）

第27条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

（表明確約）

第28条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再委託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

（下請負契約等に関する契約解除）

第29条 乙は、契約後下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（契約解除に基づく損害賠償）

第30条 甲は、第26条、第27条及び第29条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第26条、第27条及び第29条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第31条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（厚生労働省所管法令違反に係る報告）

第32条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

（厚生労働省所管法令違反に係る契約解除）

第33条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。
- (2) 乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。
- (3) 乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第1号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。
  - 2 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

（厚生労働省所管法令違反に係る違約金）

第34条 第33条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- 2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

- 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(再委託)

第35条 乙は、委託業務の全部を第三者に委託することはできない。

- 2 乙は、再委託する場合には、様式1により甲に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。但し、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りでない。
- 3 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再委託者」という。）の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。
- 4 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本委託契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

(再委託先の変更)

第36条 乙は、再委託先を変更する場合、当該再委託が前条第2項但し書に該当する場合を除き、様式2の再委託に係る変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

(履行体制)

第37条 乙は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した別紙1の履行体制図を甲に提出しなければならない。

- 2 乙は、別紙1の履行体制図に変更があるときは、速やかに様式3により履行体制図変更届出書を甲に届け出なければならない。但し、次の各号の一に該当する場合には、届出を要しない。

(1) 受託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更の場合。

(2) 事業参加者の住所の変更のみの場合。

(3) 契約金額の変更のみの場合。

- 3 前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

(瑕疵担保)

第38条 甲は、業務履行について履行後1月以内に隠れた瑕疵を発見したときは、直ちに乙に期限を指定して他の業務を代替させ、又は損害賠償金を支払わせることができる。

(紛争等の解決方法)

第39条 この契約条項又はこの契約に定めのない事項について紛争又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

この契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 2年 月 日

甲 沖縄県名護市字済井出1192番地  
支出負担行為担当官  
国立療養所沖縄愛楽園 事務部長 日巻 義徳 印

乙



様式 1

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
国立療養所沖繩愛楽園 事務部長 日巻 義徳 殿

名称

代表者氏名

印

再委託に係る承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 委託する相手方の商号又は名称及び住所
2. 委託する相手方の業務の範囲
3. 委託を行う合理的理由
4. 委託する相手方が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

様式2

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
国立療養所沖繩愛楽園 事務部長 日巻 義徳 殿

名称

代表者氏名

印

再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
2. 変更後の事業者の業務の範囲
3. 変更する理由
4. 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

様式 3

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
国立療養所沖縄愛楽園 事務部長 日巻 義徳 殿

名称

代表者氏名

印

### 履行体制図変更届出書

契約書第 3 5 条の 2 の規定に基づき、下記のとおり届け出します。

#### 記

1. 契約件名（契約締結時の日付番号も記載のこと。）
2. 変更の内容
3. 変更後の体制図

履行体制図

【履行体制図に記載すべき事項】

- ・各事業参加者の事業名及び住所
- ・契約金額（乙が再委託する事業者のみ記載のこと。）
- ・各事業参加者の行う業務の範囲
- ・業務の分担関係を示すもの

【履行体制図の記載例】

事業者名	住所	契約金額	業務の範囲
A	沖縄県〇〇市…	円	
B			

